

総合病院水戸協同病院 研修管理委員会規程

(役割・業務)

第1条 研修管理委員会（以下「委員会」）は、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令に基づいて臨床研修の実施を統括管理する。

(組織)

第2条 委員会は委員長、副委員長、第5条にあげる委員および書記を以って構成する。

第3条 委員長は総合病院水戸協同病院（以下「当院」）臨床研修プログラム責任者がこれにあたり、委員会を招集し、その議長となる。

第4条 副委員長は、同プログラム副責任者がこれにあたり、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合はその職務を代行する。

第5条 委員は病院長、研修協力病院・施設の研修実施責任者、外部医師委員、外部有識者、当院病院長が指名した院内診療科長、看護部門責任者、薬剤部門責任者、検査部門責任者、チーフレジデント、研修医の代表者、当院事務部門責任者・担当者ならびに筑波大学病院総務部事務担当者があたる。

第6条 書記は当院臨床研修事務担当者があたり、委員会の審議事項の記録及び保管、並びに委員会運営業務を行う。

第7条 議事録は委員回覧を経たのち、個人情報やプライバシーに配慮し、決定した内容のみを職員閲覧可能とする。

第8条

(審議事項)

第9条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

1. 研修の統括管理（採用・中断・終了の際の評価等）
2. プログラムの作成・検討、およびプログラム間の調整に関する事
3. 研修医の公募及び採用、管理および服務に関する事
4. 当院と協力病院／施設のもつ研修プログラムとの相互調整に関する事
5. 研修医の当院および研修協力病院／施設での研修に対する助言及び必要な支援に関する事
6. 研修の全体評価、研修医評価、指導医評価、外部からの評価等に関する事
7. 研修医の臨床研修修了認定に関する事
8. 他プログラム所属研修医の当院での研修に対する助言及び必要な支援に関する事
9. 各規程作成などその他、研修実施に必要な事項
10. その他、臨床研修病院としての在り方に必要な事項

(会議)

第10条 委員会は原則年3回開催される。開催形態は対面、メール、オンラインのいずれかとし、うち1回は研修修了判定会議を含む。

第11条 臨床研修管理委員会を下部組織として設置し、実行・補助機関として研修の諸問題
に対し審議を行う。臨床研修管理委員会の規程は別紙のとおりとする。

(付則)

第12条 この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

二 この規程を一部改訂し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。